

学校法人佐野学園役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人佐野学園（以下「学園」という。）の役員等の報酬及び手当の支給等に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員」とは学園の理事及び監事を、「役員等」とは学園の理事、監事及び評議員を、それぞれいう。

(役員報酬)

第3条 役員には、その在任期間中、役員報酬を支給する。

2 前項の在任期間の計算においては、役員に就任した日の属する月及び役員を退任した日の属する月を含むものとする。

(常勤の役員の報酬月額)

第4条 常勤の役員の役員報酬月額は、次に定める役員手当月額に職務内容を勘案して個別に定める役員職務手当月額を加えた金額とし、次項に定める上限額の範囲内で定めるものとする。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 理事長 | 1,000千円 |
| (2) 副理事長 | 700千円 |
| (3) 専務理事 | 500千円 |
| (4) 前3号以外の常勤の理事 | 70千円 |

2 常勤の役員の役員報酬月額の上限は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 理事長 | 2,500千円 |
| (2) 副理事長 | 2,000千円 |
| (3) 専務理事、教育職員又は事務職員を兼ねる理事 | 1,500千円 |
| (4) 前3号以外の常勤の理事、常勤の監事 | 1,000千円 |

3 常勤の役員には、学園の業績、学園に対する貢献度及び役員職務手当月額等に応じて期末手当を支給することができる。

(非常勤の役員の報酬等)

第5条 非常勤の役員の役員報酬は、年額200千円（源泉税を含まない。）とする。

2 非常勤の役員には、前項の役員報酬のほか、1会議（同一日に開催される同一会議は複数回開催された場合でも1会議と見做す。）あたり10千円（源泉税を含まない。）の会議手当を支給する。

(評議員の手当)

第6条 評議員には報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員（教育職員又は事務職員を兼ねる評議員を除く。）に

は、1 会議（同一日に開催される同一会議は複数回開催された場合でも 1 会議と見做す。）あたり 10 千円（源泉税を含まない。）の会議手当を支給する。

（支給時期）

第 7 条 役員報酬の支給日は、月額支給の場合は毎月 25 日、年額支給の場合は毎年 3 月 25 日とする。ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日とする。

2 役員が月の途中又は年度の途中に就任又は退任した場合には、その報酬額については日割按分又は月割按分を行う。

（規程の改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

本規程は、平成 29 年 5 月 25 日より施行する。

本規程の施行の日をもって、学校法人佐野学園役員報酬規程（昭和 62 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

学校法人佐野学園役員退職慰労金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人佐野学園の役員に対する退職慰労金の支給等に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、学校法人佐野学園の理事及び監事をいう。

(退職慰労金の支給対象者)

第3条 退職慰労金の支給対象者（以下「支給対象役員」という。）は、常勤の理事（教育職員又は事務職員を兼ねる理事を除く。）及び常勤の監事とする。

2 支給対象役員が退任した場合には、その在任期間に応じて退職慰労金を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、退任の事由が解任の場合には、退職慰労金を支給しないことがある。

(退任事由が死亡の場合の取り扱い)

第4条 支給対象役員の退任事由が死亡の場合には、退職慰労金は、当該支給対象役員の遺族に支給するものとする。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条を準用する。

(退職慰労金の基準額)

第5条 退職慰労金は、支給対象役員を退任した日の属する月の役員報酬月額に支給対象役員としての在任月数を乗じ、その得た額に100分の12.5を乗じた額を基準とする。

2 前項の在任月数の計算は、支給対象役員に就任した日の属する月から支給対象役員を退任した日の属する月までの月数とする。

(功労金)

第6条 役員在任中に特に功労があったと認められる場合には、理事会の決定に基づき、役員に功労金を支給することができる。

2 功労金の額については、理事長がこれを定め、理事会において決定する。

(支給時期)

第7条 退職慰労金及び功労金の支給日は、退任した日の属する月の翌月の末日とする。
ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

(その他)

第9条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事長が、理事会の議を経て、別に定めることができる。

附 則

本規程は、平成29年5月25日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月25日から施行する。